まつまえ 議会だより 臨時号

題字：松前中学校２年　西川（にしかわ）　大青（たいせい）さん

（令和２年11月30日開催の議会改革に関する調査特別委員会の様子）

議会改革に関する調査特別委員会中間報告
その内容をお知らせします

・議会改革特別委員会中間報告の内容 ……Ｐ２～３
・令和３年度から議会モニター制度を始めます！……Ｐ４

No.113
令和3年1月1日発行

議会改革に関する調査特別委員会
中間報告書を提出しました！

1　設置の経緯

令和元年６月に行われた松前町議会議員選挙では、昭和29年に現在の松前町が誕生して以来、初めて無投票により当選が決まり、特に、近年における少子高齢化の進行や地方で加速する人口減少の影響もあって、全国的に議員のなり手不足が指摘されている。このような状況を踏まえ、この度総務省では、今後の地方議会のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等について幅広く議論するため、「地方議会のあり方に関する研究会」を設置したところであり、松前町議会においても多様な人材確保のための環境整備を図るとともに、より開かれた議会となるよう議会改革を進めていきたいと考えている。

このことから、令和元年第３回定例会において、今後における議会及び議員のあり方について様々な角度から議論を進め、一層の議会運営の効率化と活性化に向けた取り組みが必要であると考え、議長発議で議長を除く全議員による特別委員会の設置提案があり、終了するまでの間、閉会中の調査をすることに決定した。

2　開催状況

区　　分	開催年月日	出席委員数	欠席委員数
設 置 時	令和元年　9月11日	11名	0名
第 1 回	令和元年11月19日	11名	0名
視察調査（函館市）	令和2年　1月15日	11名	0名
第 2 回	令和2年　2月　6日	11名	0名
第 3 回	令和2年　4月15日	11名	0名
第 4 回	令和2年　8月　7日	11名	0名
第 5 回	令和2年10月12日	11名	0名
第 6 回	令和2年11月30日	11名	0名

※議長は委員に含まれません。

特別委員会の様子

中間報告に関するご意見を募集します

今回の中間報告の内容について、本来であれば議会が各地域へ出向き、説明の上、皆様からお話を伺うべきところではありますが、新型コロナウイルスの流行により大人数での会議を行うことができません。そのため、１２月１日に開催されました町内会連合会全体協議会に議長および特別委員会の正副委員長が出席させていただき、説明をし、できる限り町内会員の皆様に広く説明していただくようお願いをさせていただきました。今後、町民の皆さんからご意見を拝聴しながらより良い議会・開かれた議会を目指していきたいと思います。なお、お送りいただく際は、住所および氏名をご記入の上、郵便もしくはＥメール、またはＦＡＸにて下記の宛先までお送りください。

【郵 送 先】　〒０４９－１５９２　北海道松前郡松前町字福山２４８番地１
松前町議会事務局　宛
【Ｅメール】　gikai@town.matsumae.hokkaido.jp
【Ｆ Ａ Ｘ】　０１３９－４２－４７５８

3　中間報告

今後における議会及び議員のあり方について、様々な角度から議論を進め、一層の議会運営の効率化と活性化に向けた取り組みについて方向性を見い出すため、各委員より検討すべき課題について意見を述べてもらい、検討課題をそれぞれ項目別、期間別に整理して討議を進めた。

（1）　議会運営・活性化について

ア　**議員定数について**は、**「削減」と「現状維持」との両論**があった。
　議員報酬についても**「増額」と「現状維持」との両論**があった。
　このことから、今後において、議員のなり手不足や人材の育成等を含め、町民から意見を聴取するとともに、全国的な流れや現在行われている国勢調査の動向も勘案し、継続して調査することとした。

イ　定例会における**一般質問の質問時間**については、今後設置する**議会モニターから意見を聴取して引き続き協議していく**との方向性が示された。

ウ　会議のペーパーレス化等を目的とした**タブレットの導入について**は、すでに導入している函館市議会の状況を視察のうえ検討した結果、**令和３年度より運用していく**こととした。

（2）　開かれた議会について

ア　**町民懇談会・意見交換会・議会報告会について**は、令和２年１月に商工会青年部と人口減少やまちの将来をテーマとした懇談会を実施したところであるが、議会が主体性を持ち様々な団体と懇談を行うことは有意義であることから、**今後においても目的や手法等を協議して実施していく**こととした。

イ　**議会モニター制度について**は、実施している他町村の状況を調査のうえ協議した結果、議会への関心を高めることができ、また、町民からの意見や要望などを広く聴取できるとの効果があることから、**令和３年度より実施することとした。**

ウ　**議会だよりについて**は、その編集や発行を現在議会運営委員会で行っているが、広報委員会などの新たな組織は設置せずに町民が見やすくわかりやすい紙面づくりに向け、発行時期や編集内容等の課題について**引き続き協議していくこととした。**

エ　**日曜議会・夜間議会について**は、過去に実施した状況を鑑みて**実施しないこととした。**

オ　**模擬議会について**は、松前高校生を対象に議会形式ではなく、生徒主体による**懇談会形式での実施について検討していくこととした。**

（3）　その他

ア　**議員の兼業及び兼職の禁止並びに年金制度の改善について**は、全国的な動きや情報を共有しながら、必要に応じ北海道町村議会議長会を通じて**国に対し、要望していくこととした。**

イ　**議員の資質向上等を図るため、松前町議会議員研修計画を策定**し、それに基づき研修会を実施していくこととした。なお、第１回目として令和２年11月13日に福島町、知内町及び木古内町の各町議会と合同で研修会を行った。
　同様の目的から**本会議終了後における議員間の意見交換会の実施についても検討していくこととした。**

ウ　町内で大規模災害が発生したときに、議会として町民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な対応ができるよう**「松前町議会議員の災害対応行動指針」を策定した。**

以上の内容で、令和２年第４回定例会において報告しました。

令和3年度より 議会モニター制度を始めます。

松前町議会では、議会改革特別委員会での議論を踏まえ、令和３年度から議会モニター制度を始める予定です。ここでは議会モニター制度について改めて紹介します。

なお、募集については公募または推薦により行い、任期は１年となります。また定員は12名以内となります。正式な募集につきましては、今後の町広報および議会だよりでお知らせする予定です。

○何のための制度なの…？

モニターは、議会の活動状況等について、広く町民の皆さんから意見や感想・提言を求め、住民により開かれた議会、身近な議会とするために導入します。

○どんな人がなれるの…？

モニターに応募できる人の要件は以下のとおりです。

①年齢18歳以上の町民であり、常勤の公務員または地方自治法第180条に基づく委員（教育委員など）でない方

②町議会のしくみ、および運営に関心がある方

③町政、および地域社会の振興発展に関心がある方

○実際には何をするの…？

モニターになられた方にお願いする内容は、以下のものを予定しています。

①年４回の定例議会を傍聴（定例会ごとに原則１日以上の傍聴）し、運営などの意見を提出すること

②議会だよりなどに対し意見を提出すること

③モニター会議（モニター同士での意見交換会）への参加

④議員との意見交換会への参加

なお、詳細につきましては、松前町議会事務局（☎　0139－42－2275　内線281・282）までお問い合わせください。

町民の皆様のご協力をお願いいたします!

町政の主人公はみなさんです

特別委員会も傍聴できます!

議会を傍聴してみませんか？

（手続きはかんたん！傍聴者カードに住所・氏名を記入するだけです。）

※次の定例会は3月8日(月)からの予定です。

発行／北海道松前町議会　　編集／議会だより編集委員会